

光回線やスマートフォン等の契約に関する法律が改正されました

電気通信事業法が改正され、光回線や携帯電話などの契約における消費者保護ルールが充実・強化されました。

(1) 契約後の書面の交付義務

電気通信事業者（光回線事業者、携帯電話会社など）は、電気通信サービスである光回線や携帯電話などの契約が成立した際は、遅滞なく消費者に個別の契約を明らかにした書面（契約書面）の交付が義務付けられました。

(2) 契約から一定期間内に利用できる契約解除制度

① 初期契約解除制度

契約書面の受領日を初日とした8日間は消費者の申し出により電気通信サービスの契約を解除することができます。対象は固定通信サービス及び移動通信サービス（光回線サービス・携帯電話サービスなど）です。販売購入形態は問わず、違約金なしで契約解除ができます。ただし、電気通信サービスと一緒に購入した端末やサービスは対象ではないため、携帯電話などの端末費用は消費者の負担になります。また、契約解除までの期間のサービス利用料・工事費・事務手数料は請求されるので注意が必要です。

② 確認措置

電波のつながり具合が不十分な場合と、事業者による説明等が不十分な場合は、消費者の申し出により、携帯電話などの端末も含めた電気通信サービスが、違約金なしで契約解除できます。申し出期間は、事業者が定めた8日間です。対象サービスは店舗販売及び通信販売で契約した総務大臣認定の通信移動サービスに限ります。光回線は含まれません。ただし、事業者は、契約解除までのサービス料、有料オプションサービス利用料は請求する事が可能とされています。（来月は相談事例を紹介します。）

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ：教育文化振興課 ☎ 991-1873 / 企画財政課 ☎ 991-1815

今月は「松伏町小・中学校人権作文集－第13集－」の作品の中から、小学校2年生の作品を紹介します。

人権それは愛

友だちっていいな

てつぼうで、足かけまわりをつづけてやっていたら、みんなが、「あおちゃん、すごいね。」って言ってくれて、うれしかったです。

ちがうわざにちょうせんして、しっばいしたときがあります。そのときは、みんなが「がんばって。」って、はげましてくれます。それが、いつもなのでわたしはかんしゃしています。

てつぼうだけではなく、うんていができなかつたり、さんすうができたときは、みんなが一言うれいことを言ってくれます。わたしは、友だちって、なんでも言ってくれて、わたしにゆう気をくれるから、すごいなあと思いました。

わたしは、いつも「ありがとう。」と言っています。けんかしてしまうこともあります。じぶんのすきなことをして、あいてはいやだって言って二人がゆずらなくてけんかになります。そのときわたしは、「いいよ。やっても。」と、やらせてあげます。わたしが、「これをやろう。」と、言ってみんなが、「いいよ。」って言ったら、なかよくあそびます。

一人であそぶおえかきより、二人や三人であそぶてつぼうのほうがたのしいです。友だちがいるっていいな。もっと友だちをふやして、いっぱいあそびたいと思います。

この人権作文は、児童・生徒のみなさんに、人権や差別について考えていただき、他人の心の痛みがわかる、差別のない・許さない・見のがさない人になってほしいと願って作成されています。

広告

